

美祿市と山口県飲食業生活衛生同業組合美祿支部との包括連携に関する協定書

美祿市（以下「甲」という。）と山口県飲食業生活衛生同業組合美祿支部（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで美祿市内の地域活性化を推進するために、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 地域社会の活性化及び美祿市全体の魅力向上と発信に関すること。
- (2) 観光、文化及びスポーツの振興に関すること。
- (3) 地域資源のPR及び地産地消の推進に関すること。
- (4) 災害時の飲食支援に関すること。
- (5) 健康増進及び食育に関すること。
- (6) その他美祿市の地域活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及びその他事項については、別途取り決めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの又は相手方から受領後、自らの故意若しくは過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（協定の見直し）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、甲乙とで協議の上、合意した内容について、協定書を変更して行うものとする。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間が満了する日から1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することで、本協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（雑則）

第7条 業務の円滑な遂行のため、甲及び乙は連携事業の連絡調整に係る担当部署をそれぞれ定めるものとする。

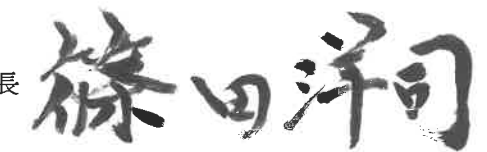
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年1月30日

甲 山口県美祿市大嶺町東分326番地1

美祿市

美祿市長



乙 山口県美祿市大嶺町東分320番地3

（美祿市商工会内）

山口県飲食業生活衛生同業組合美祿支部

支部長

